

(6) 関係行政機関によるいじめに係る相談への適切な措置の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(いじめに係る相談への措置)</p> <p>児童等からの相談に応じる者は、いじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする（法第23条第1項）。ここでいう「学校への通報」は、「適切な措置」の例示とされており、一律に学校への通報義務を課したものではないとされている。</p> <p>(関係3機関におけるいじめに係る相談等の対応)</p> <p>関係3機関は、それぞれの相談活動等において、次のとおり、いじめに係る相談等の事案（以下「いじめ相談事案」という。）に対応している。</p> <p>① 県警は、少年又はその保護者等からの少年の健全な育成に係る事項に関する悩みごと等の相談について、必要な指導、助言その他の援助を行う「少年相談」を実施しており、平成28年においては、約6万6,000件の「少年相談」のうちいじめ相談事案は1,992件（3.0%）となっている。</p> <p>② 児童相談所は、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する「相談援助活動」を実施しており、平成28年度においては、約46万件の「相談援助活動」のうちいじめ相談事案は901件（0.2%）となっている。</p> <p>③ 法務局等は、人権問題に関して国民の相談に応じ、助言等の必要な措置をとる「人権相談」を、また、いじめなど人権侵犯の疑いのある事案について人権侵犯の事実の有無を確かめ、被害の救済を図る「人権侵犯事件の調査処理」をそれぞれ実施している。平成28年においては、約23万件の「人権相談」のうちいじめ相談事案は1万1,184件（5.0%）、また、約2万件の「人権侵犯事件」のうちいじめ相談事案は3,371件（17.3%）となっている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象とした60関係3機関等における①いじめの判断基準の状況、②いじめ相談事案への対応に関する考え方、③いじめ相談事案の学校への連絡状況、④個別事案からみるいじめ相談事案への対応状況を調査したところ、以下のとおりであった。</p> <p>ア いじめの判断基準の状況</p> <p>60関係3機関におけるそれぞれの相談活動等で、どのような事案を「いじめ」とするかの判断基準について調査したところ、次のとおりであっ</p>	<p>図表2-(6)-①</p> <p>図表2-(6)-②</p> <p>図表2-(6)-③</p> <p>図表2-(6)-④</p> <p>図表2-(6)-⑤</p> <p>図表2-(6)-⑥</p> <p>図表2-(6)-⑦</p> <p>図表2-(6)-⑧</p>

<p>た。</p> <p>① 20県警においては、全て法のいじめの定義を判断基準としていた。</p> <p>② 20児童相談所においては、法のいじめの定義を判断基準とするものが9児童相談所（45.0%）、厚生労働省が福祉行政報告例（注）の記入要領で示している法の定義とは異なるいじめの定義を判断基準とするものが8児童相談所（40.0%）、その他、事案に応じてその都度判断等するものが3児童相談所（15.0%）であった。</p> <p>なお、厚生労働省が福祉行政報告例の記入要領で示しているいじめの定義は、法の定義とは異なり、「児童の間において、①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」であり、当省の調査過程における指摘を踏まえ、平成29年度中に法の定義と同じ内容に修正される予定である。</p> <p>③ 20法務局等においては、全て法のいじめの定義を判断基準としていた。</p> <p>（注） 「福祉行政報告例」とは、福祉行政運営の基礎資料を得ることを目的に、その施行状況を把握するものであり、各都道府県、指定都市及び中核市からの報告を基に厚生労働省が毎年作成しているものである。</p>	<p>図表2-(6)-⑨</p> <p>図表2-(6)-⑩</p> <p>図表2-(6)-⑪</p>
<p>イ いじめ相談事案への対応に関する考え方</p> <p>警察庁、厚生労働省及び法務省におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方を調査したところ、次のとおりであった。</p> <p>① 警察庁は、平成25年1月に県警等に対して通達を発出し、把握したいじめ事案について、犯罪行為等がある場合は、捜査等の措置を積極的に講じていくこととしている。</p> <p>そして、その他のいじめ事案については、一義的には教育現場における対応を尊重し、被害少年又はその保護者の同意を得て、学校等に連絡の上、必要に応じて、加害少年に注意・説諭をするなど適切な支援を行うとともに、学校等から対応状況や事案の経過について引き続き連絡を受けるなど、学校等と緊密に連携することとしている。</p> <p>なお、「学校への通報」は相談に応じる者がとる適切な措置の例示であるとされているものの、被害少年等の同意を得て学校等に連絡することとしている趣旨について、同庁は、学校におけるいじめ問題は、一義的には教育現場で解決されるべきものであり、原則、学校へ連絡することとしているためであり、また、被害少年等の同意を得ることについては、連絡に際して被害少年等との信頼関係を保持しつつ、円満に相談事案を解決していく上で、原則、相談者等の意向を尊重する必要があるためとしている。</p> <p>② 厚生労働省は、平成26年2月に児童相談所に対して通知を発出し、いじめ相談事案について、児童本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて、学校等と十分な連携を</p>	<p>図表2-(6)-⑫</p> <p>図表2-(6)-⑬</p>

<p>図ることや、学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により解決されるべきものであるが、児童相談所の機能に基づき、必要な場合に学校からの相談に適切に協力することなどとしている。</p> <p>③ 法務省は、学校におけるいじめ事案について、学校で発生していること、加害児童生徒に対する指導・教育は、第一義的には教育現場の責任であり、教育現場に委ねるのが相当と考えられることから、学校側（通常は校長）の児童生徒に対する安全配慮義務違反としている。</p> <p>また、法務省は、平成25年4月に法務局等に対して通知を発出し、子どもの人権に関する人権相談及びいじめや児童虐待等の人権侵犯事件の調査救済活動の実施に当たり、学校等関係機関との連携を一層強化し、適切かつ迅速に対応することとしている。</p>	<p>図表2-(6)-⑭</p>
<p>ウ いじめ相談事案の学校への連絡状況</p> <p>60関係3機関が平成25年から27年までの3か年（又は3か年度）にいじめ相談事案に対して相談者への助言、援助等の対応を行った件数のうち学校に連絡した件数について、各機関とも統一的に集計することとなっていないため、全体として把握することができなかった。このため、当省の調査で部分的に把握できた範囲でみると、いじめ相談事案の学校への連絡状況は、次のとおりであった。</p> <p>① 20県警については、7県警（35.0%）から回答が得られ、3か年で合計1,322件あったいじめ相談事案のうち、学校に連絡したものは456件（34.5%）であった。</p> <p>② 20児童相談所については、12児童相談所（60.0%）から回答が得られ、3か年度で合計257件あったいじめ相談事案のうち、学校に連絡したものは60件（23.3%）であった。</p> <p>③ 20法務局等については、20法務局等全てから回答が得られ、3か年で合計296件あったいじめ相談事案に係る重大な人権侵犯事件のうち、学校に連絡したものは255件（86.1%）であった。ただし、この件数は重大な人権侵犯事件のみの件数であり、人権相談及び人権侵犯事件を含むいじめ相談事案全体の件数ではない。</p>	<p>図表2-(6)-⑮</p>
<p>エ 個別事案からみるいじめ相談事案への対応状況</p> <p>警察庁、厚生労働省及び法務省は、いじめ相談事案は一義的には教育現場において解決されるべきものとしているが、上記のとおり、いじめの相談に応じる者は、学校への通報その他の適切な措置をとるものとされている。</p> <p>そこで、60関係3機関が実際に対応した個別のいじめ相談事案について、20県警のうち19県警から152事案、20児童相談所から87事案、20法務局等から291事案の計530事案を抽出（注）し、①効果的な措置により解決</p>	<p>図表2-(6)-① （再掲）</p> <p>図表2-(6)-⑯</p>

したいじめ相談事案への対応状況、②学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応状況について調査したところ、次のとおりであった。

(注) 60関係3機関が平成25年から27年までの3か年(又は3か年度)に対応等を行ったいじめ相談事案について、1機関当たり最大で直近5事案の回答を求めたものである。このうち、県警は、20警察署及び20警察署の事案を把握している県警本部を対象とした。また、法務局等は、人権相談事案、人権侵犯事件及び重大な人権侵犯事件それぞれについて最大で直近5事案を対象とした。なお、回答が得られなかった1県警の理由は、「総務省調査の項目に沿った調査を行っていないため」とのことであった。

(効果的な措置により解決したいじめ相談事案への対応状況)

60関係3機関における効果的な措置により解決したいじめ相談事案への対応状況として、①学校等の対応を支援したもの、②他の関係機関と連携して学校等の対応を支援したもの、③その他主体的な措置をとっているのがみられた。これらのうち、主な事案の概要は、次のとおりである。

- ① 「死ぬなどの暴言から学校に行きたくない」との相談に対し、県警から、小学校及び教委に情報提供し、教委は学校への支援を、学校は加害児童の指導を、県警は被害児童のカウンセリングを役割分担して行ったことで、不登校児童が登校できるようになった。
- ② 「同級生から脱衣等の性的いじめを強要される事案について、本校の対応はどうすべきか」との中学校の養護教諭から児童相談所への相談を契機に、町教委、学校及び町(保健部局及び福祉部局)で構成された町の個別検討委員会等で対処が検討された。その後、児童相談所を加えた会議で、同校の生徒へのケア、再発防止の取組及び地域の見守り体制を確認し、本事案は終結した。
- ③ 「複数の同級生から無視されていると学校に相談したが、事態が継続している」との相談に対し、法務局等が中学校から事情を聴取し、保護者等との調整を合計16回行い、再発防止に一定の合意がなされ、被害生徒も登校できるようになった。また、本事案を機に人権教室も開催された。

(学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応状況)

一方、60関係3機関が実際に対応した個別のいじめ相談事案のうち、一義的に解決すべき学校等に相談者が既に相談しているが、学校における対応が不十分等でいじめが改善しないなどと訴えている事案に対してどのような措置をとっているか、その対応状況を調査したところ、次のとおりであった。

学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案

図表2-(6)-⑰

図表2-(6)-⑱

は、①県警は152事案のうち32事案（21.1%）、②児童相談所は87事案のうち16事案（18.4%）、③法務局等は291事案のうち117事案（40.2%）みられた。

このうち、当該事案への対応として、相談を受けた機関が主体的な措置をとることなく、再度学校等への相談を相談者へ勧奨するのみとなっているなど、当該事案を解決する上で効果的な措置がとられていないと考えられる事案は、法務局等の117事案のうち2事案（1.7%）みられた。

これらの事案は、法務局等が、学校側の児童生徒に対する安全配慮義務違反の疑いを知りながら、効果的な解決策を示さず、当該違反の疑いのある学校への再相談を勧奨しているものであるといえる。これらの事案の概要は、次のとおりである。

- ① 「同級生から靴を捨てられる、「死ね」と書かれた紙を靴箱に入れられる。先生に何度も相談したが変わらない」との生徒からの手紙による相談に対し、保護者から中学校に相談してもらうよう返信した。
- ② 「遊びに入れてもらえず、休み時間に一人になる。陰口を言われる。先生に相談し、仲の悪い子と話したが、解決しない」との児童からの手紙による相談に対し、教師への再相談を促した。

なお、関係3機関等からのいじめ相談事案の連絡について、教育長等からは、次のような意見等が聴かれた。

- ① 法務局、児童相談所等の相談窓口からは、いじめを受けているなどの相談があれば、教委に連絡してもらっている。相談が匿名でも、各相談窓口で聴き取った相談内容（地区的な特性、部活動の特徴等）から学校等を絞り込むことは難しくなく、それができれば学校内においていじめを把握し対処することができるため、各相談窓口からの連絡は、匿名であっても有用な情報である。
- ② 関係機関がいじめ相談を受けた場合は、学校や教委に連絡がある。

上記のとおり、いじめに係る相談に応じる者は、学校への通報その他の適切な措置をとるものとされており、関係3機関は、いじめ相談事案に対して効果的な措置をとることが望ましい。

しかし、法務局等において、いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置がとられていないと考えられる事案がみられ、子供の切実な訴えが見逃されるおそれがある。

【所見】

したがって、法務省は、いじめに係る相談への適切な措置を推進する観点から、法務局等において、学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応として、再度学校等への相談を相談者へ勧奨するのみといった措置がとられることのないよう、いじめ相談事案を

図表2-(6)-⑱

図表2-(6)-①
(再掲)

解決する上で効果的な措置の徹底を図る必要がある。	
--------------------------	--

図表 2-(6)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

(いじめに対する措置)
 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
 2～6 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(6)-② いじめ防止対策推進法案（馳浩君外 13 名提出、衆法第 42 号）質疑（第 183 回国会 衆議院文部科学委員会議録第 7 号（平成 25 年 6 月 19 日））〈抜粋〉

○ 大岡委員
 (略) 次に、二十三条についてお尋ねをいたします。
 (略) 全て学校の方に通報される、あるいは親に通報されてしまうということになると、これは相談センターとの信頼関係もつくれなくなりますし、場合によっては、通報しない、直ちに行動をとらないことがベストの判断だということだってあり得るわけでございます。
 そういうことから、ここの部分も読むと義務づけのように読めるわけでございますが、提案者としての意図を教えてくださいというふうに思います。
 ○ 土屋（正）議員
 (略) 相談者が受けた相談を一律に学校に通報するということになると、信頼関係が薄れ、重大な結果にもなる、あるいは相談の窓口を閉ざしてしまうこともある、こういうことの御懸念かと存じます。
本法案で言う学校への通報は、適切な措置の例示でありまして、児童等から相談を受けた者に対して、いじめの事実があると思われるときに一律に学校への通報義務を課したものではありません。
 したがって、(略) 相談者が適切に判断し、また、学校が原因と思われるものについては通報していただく、こういう仕分けになるだろうと思います。
 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(6)-③ 県警が実施する少年相談に係る規定

○ 少年相談実施基準（「少年相談実施基準の制定について」（昭和 60 年 4 月 22 日付け警察庁丙少発第 7 号保安部長通達）の別添〈抜粋〉
 第 2 少年相談の意義
少年相談とは、少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うことをいう。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(6)-④ 県警が実施する少年相談等の件数

(単位：件、%)

少年相談等の件数	平成 25 年	26 年	27 年	28 年
受理した少年相談の件数	65,125	63,770	64,781	66,035
うち、いじめ相談事案の件数	2,826	2,137	2,163	1,992
構成比	4.3	3.4	3.3	3.0
(参考) いじめに起因する事件の件数	410	265	200	149

(注) 1 警察庁の資料に基づき、当省が作成した。

2 構成比は、受理した少年相談件数に対する割合である。

図表 2-(6)-⑤ 児童相談所が実施する相談援助活動に係る規定等

○ 児童相談所運営指針（「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知））＜抜粋＞

第 1 章 児童相談所の概要

第 1 節 児童福祉法の理念（略）

第 2 節 児童相談所の性格と任務

1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

(1) 児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として（略）設置される行政機関である。

(2)～(8) （略）

2. 3. （略）

第 3 節～第 6 節 （略）

○ 児童相談所が実施する相談援助活動の主な流れ

相談の受付	受理、調査、判定等	援助の例
	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるもの	「助言指導」
	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等に対して継続的にカウンセリング等を行うもの	「継続指導」
	他の専門機関において指導、訓練等を受けることなど関連制度の適用が適当と認められるもの	「他機関あっせん」

- (注) 1 下線は、当省が付した。
2 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(6)-⑥ 児童相談所が実施する相談援助活動の件数

(単位：件、%)

相談援助活動の件数	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
相談の対応件数	391, 997	420, 128	439, 200	457, 472
うち、いじめ相談事案の件数	1, 152	1, 040	946	901
構成比	0. 3	0. 2	0. 2	0. 2

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。
2 構成比は、相談の対応件数に対する割合である。

図表 2-(6)-⑦ 法務局等が実施する人権相談及び人権侵犯事件の調査処理に係る規定等

○ 人権相談取扱規程（昭和 59 年法務省訓令第 3 号）＜抜粋＞

(人権相談の目的)

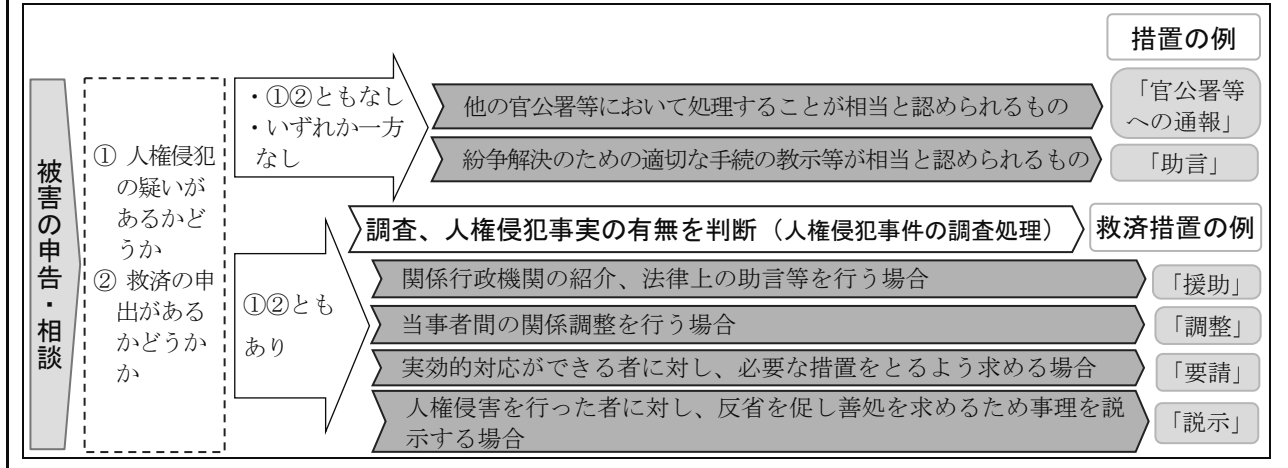
第 2 条 人権相談は、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報、日本司法支援センターへの紹介又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とする。

○ 人権侵犯事件調査処理規程（平成 16 年法務省訓令第 2 号）＜抜粋＞

(事件の調査及び処理の目的)

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発（略）を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。

○ 法務局等が実施する人権相談及び人権侵犯事件の調査処理の主な流れ



(注) 1 下線は、当省が付した。
2 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-(6)-⑧ 法務局等が実施する人権相談及び人権侵犯事件の調査処理の件数

(単位：件、%)

人権相談及び人権侵犯事件の調査処理の件数	平成 25 年	26 年	27 年	28 年
人権相談件数	256,447	253,414	236,403	225,073
うち、いじめ相談事案の件数	13,957	12,013	12,268	11,184
構成比	5.4	4.7	5.2	5.0
人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	22,437	21,718	20,999	19,443
うち、いじめ相談事案の件数	4,034	3,763	3,883	3,371
構成比	18.0	17.3	18.5	17.3
うち、重大な人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	2,062	1,831	1,740	1,740
うち、いじめ相談事案の件数	213	129	106	70
構成比	10.3	7.0	6.1	4.0
合計	278,884	275,132	257,402	244,516
うち、いじめ相談事案の件数	17,991	15,776	16,151	14,555
構成比	6.5	5.7	6.3	6.0

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。
2 構成比は、人権相談件数、人権侵犯事件の新規救済手続開始件数又は重大な人権侵犯事件の件数に対する割合である。

図表2-(6)-⑨ 調査対象20県警における「いじめ」の判断基準

(単位：県警、%)

「いじめ」の判断基準	県警数	構成比
法のいじめの定義を判断基準とする	20	100
合計	20	100

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(6)-⑩ 調査対象20児童相談所における「いじめ」の判断基準

(単位：児童相談所、%)

区分	「いじめ」の判断基準	児童相談所数	構成比
法のいじめの定義を判断基準とする	県の地方基本方針を踏まえ、法の定義に基づいて判断する。	9	45.0
厚生労働省が福祉行政報告例の記入要領で示している法の定義とは異なるいじめの定義を判断基準とする	いじめの定義を「児童の間において、①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする厚生労働省の福祉行政報告例の記入要領に基づいて判断する。	8	40.0
その他、事案に応じてその都度判断する等	児童やその保護者からいじめられているとの相談があった場合や相談の中にいじめに関する内容があった場合、必要に応じて対応している。	3	15.0
合計		20	100

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(6)-⑪ 調査対象20法務局等における「いじめ」の判断基準

(単位：法務局等、%)

「いじめ」の判断基準	法務局等数	構成比
法のいじめの定義を判断基準とする	20	100
合計	20	100

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(6)-⑫ 警察庁におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方に係る主な通達等

<p>○ 「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」(平成 25 年 1 月 24 日付け警察庁丙少発第 1 号警察庁生活安全局長通達) <抜粋></p> <p>(略)</p> <p>学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により<u>重大な結果に至る前に解決されるべきものであるが、警察としても、いじめ事案への必要な対応を適確に行うため、早期把握に努めていく必要がある。</u>(略) いじめ事案に的確に対応するためには、これまで以上に学校との連携を強化しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 把握したいじめ事案への適確な対応</p> <p>把握したいじめ事案については、事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、次の点に配意して、警察として適確な対応を行うこと。</p> <p>(1) 被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応</p> <p><u>被害少年の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手するとともに、学校等に対しても被害少年の保護のため必要な措置を要請するなど、被害の更なる深刻化の防止を図ること。</u></p> <p>(2) 被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応</p> <p>(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、<u>被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合</u></p>
--

を除き、被害の届出を即時受理した上、学校等と緊密に連携しつつ、被害少年の立場に立った捜査・調査活動を推進すること。

(略)

(3) その他のいじめ事案への対応

被害少年の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であつて、被害少年及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めないものについては、一義的には、教育現場における指導により解決されるよう、その対応を尊重することが適当である。そのような事案を警察で把握した場合には、被害少年又はその保護者の同意を得て、学校等に連絡の上、必要に応じて、加害少年の健全な育成を図るため注意・説諭をするほか、学校が加害少年に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の適切な支援を行うとともに、学校等から対応状況や事案の経過について引き続き連絡を受けるなど、緊密に連携すること。

なお、学校等が加害少年に繰り返し指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られないような場合には、必要に応じて、スクールサポーターを常駐させ、また、被害少年や保護者の意向を再度確認するなど、警察としてのより主体的な対応を検討すること。

(4) 被害少年に対する支援 (略)

○ 「いじめ防止対策推進法の施行について」(平成 25 年 9 月 26 日付け警察庁丙少発第 20 号警察庁生活安全局長通達) <抜粋>

(略)

1 制定の趣旨及び目的 (略)

2 法の要点及び留意事項

(1) 総則

ア いじめの定義(第 2 条関係)

「いじめ」とは、児童等に対して、(略)当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとされた。

イ・ウ (略)

(2)・(3) (略)

(4) いじめの防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(第 22 条関係) (略)

イ いじめに対する措置

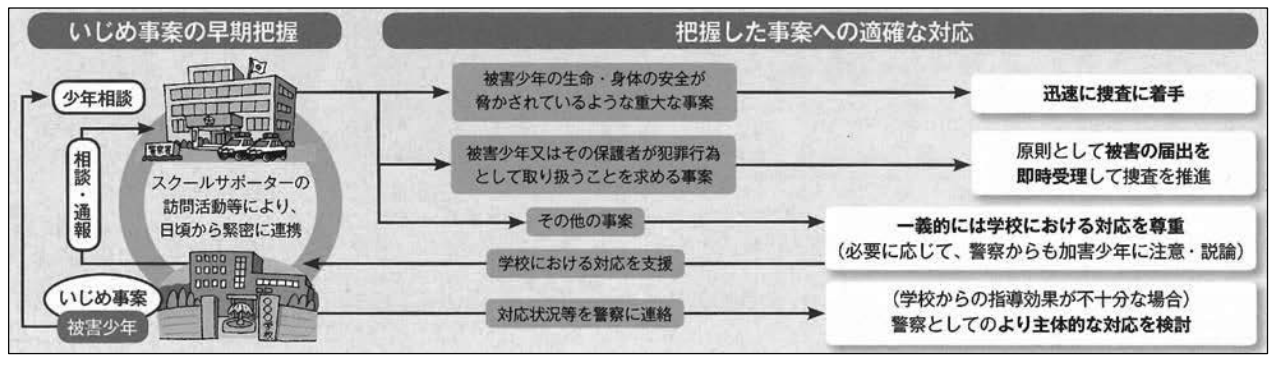
(ア) いじめに係る相談を受けた場合の適切な措置(第 23 条第 1 項関係)

(略)

警察の少年相談活動においていじめに関する相談を受けた場合において、相談者が求めるときには警察から学校に連絡するなど、的確な対応に努めること。

(イ)・(ウ) (略)

○ 県警が実施する少年相談におけるいじめ事案対応の主な流れ



- (注) 1 警察庁の資料による。
2 下線は、当省が付した。

図表 2-(6)-⑬ 厚生労働省におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方に係る通知

○ 「「いじめ防止対策推進法」の施行及び「いじめ防止基本方針」の策定に伴う児童相談所と学校等の連携等について」(平成 26 年 2 月 7 日付け雇児総発 0207 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知) <抜粋>

(略) いじめ相談に対応するにあたっての留意点等を、運営指針を基本にして別紙のとおりまとめましたので、ご参照の上、あわせてご周知ください。

(略)

(別紙) 児童相談所がいじめ相談に対応するにあたっての留意点等

1～3 (略)

4 いじめ相談対応の留意点

- ① 児童の錯綜する気持ちに十分配慮して、安心できる雰囲気を作り、悩みを一緒に考えるという姿勢で相談に臨むとともに、保護者に対しても苦悩する心情に十分配慮することが重要である。
- ② 児童本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて、学校や教育委員会と十分な連携を図るとともに、必要に応じ、医療機関、警察等とも協力をしつつ対応を進めることが必要である。
- ③ 学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により解決されるべきものであるが、いじめ問題の背景に、児童の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられることから、児童相談所としても、その機能に基づき、必要な場合には、学校からの相談に適切に協力していくことが求められる。
- ④ 学校から相談を受けた場合は、児童相談所、学校それぞれの機能に基づき役割分担を協議し、連携して対応する。(略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表2-(6)-⑭ 法務省におけるいじめ相談事案への対応に関する考え方に係る通知

○ 「子どもの人権擁護を推進するための学校等との連携強化及び学校における児童・生徒を対象とする相談窓口の広報強化について(通知)」(平成 25 年 4 月 2 日付け法務省権総第 108 号法務省人権擁護局総務課長通知) <抜粋>

(略) 子どもの人権への理解を深めるための人権啓発活動、子どもの人権に関する人権相談及びいじめや児童虐待等の人権侵犯事件の調査救済活動の実施に当たって、学校等関係機関との連携を一層強化し、適切かつ迅速に対応するよう、特段の配慮をお願いします。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表2-(6)-⑮ 調査対象60関係3機関のうちいじめ相談事案を学校に連絡した件数について回答が得られた機関における過去3か年（又は3か年度）のいじめ相談事案の学校への連絡状況

表1 調査対象 60 関係 3 機関におけるいじめ相談事案を学校に連絡した件数についての回答の状況
(単位：県警、児童相談所、法務局等、%)

学校に連絡した件数についての回答の状況	県警		児童相談所		法務局等	
	県警数	構成比	児童相談所数	構成比	法務局等数	構成比
回答が得られたもの	7	35.0	12	60.0	20	100
回答が得られなかったもの	13	65.0	8	40.0	0	0.0
合計	20	100	20	100	20	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 学校に連絡した件数について回答が得られた関係3機関のうち、7県警は、警察署と学校との連携状況を確認するなどのため学校への連絡状況を把握していたもの、12児童相談所及び20法務局等は、当省の調査に当たり相談記録票を個別に確認等したものである。

3 法務局等の回答は、重大な人権侵犯事件のみの状況であり、人権相談及び人権侵犯事件を含むいじめ相談事案全体の状況ではない。

表2 調査対象 20 県警のうち、いじめ相談事案を学校に連絡した件数について回答が得られた 7 県警におけるいじめ相談事案の学校への連絡状況 (平成 25 年～27 年)

(単位：件、%)

いじめ相談事案の学校への連絡状況		件数
受理した少年相談の件数		21,403
いじめ相談事案の件数	受理した件数	1,324
	助言、指導等の措置を行った件数	1,322
	うち、学校へ連絡した件数	456 (34.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、助言、指導等の措置を行った件数に対する割合である。

3 助言、指導等の措置を行った件数は、当年に受理した件数及び前年までに受理した件数のうち、当年中に措置済みとなった件数である。

表3 調査対象 20 児童相談所のうち、いじめ相談事案を学校に連絡した件数について回答が得られた 12 児童相談所におけるいじめ相談事案の学校への連絡状況 (平成 25 年度～27 年度)

(単位：件、%)

いじめ相談事案の学校への連絡状況		件数
対応件数		199,471
うち、いじめ相談事案の件数	対応件数	257
	学校へ連絡した件数	60 (23.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、いじめ相談事案の対応件数に対する割合である。

表4 調査対象20 法務局等におけるいじめ相談事案の学校への連絡状況（平成25年～27年）

（単位：件、％）

区分	いじめ相談事案の学校への連絡状況	件数
人権相談	人権相談の受理（処理）件数	377,108
	いじめ相談事案の受理（処理）件数	20,763
	うち、学校へ連絡した件数	—
人権侵犯事件	新規救済手続開始件数	34,199
	いじめ相談事案の新規救済手続開始件数	5,917
	いじめ相談事案の処理件数	5,986
	うち、学校へ連絡した件数	—
うち、重大な人権侵犯事件	新規救済手続開始件数	3,775
	いじめ相談事案の新規救済手続開始件数	233
	いじめ相談事案の処理件数	296
	うち、学校へ連絡した件数	255 (86.1)
合計	人権相談の件数及び人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	411,307
	いじめ相談事案の受理件数及び新規救済手続開始件数	26,680
	いじめ相談事案の処理件数	26,749
	うち、学校へ連絡した件数	—

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、いじめ相談事案の処理件数に対する割合である。

3 「—」は、当該件数が不明であることを示す。

4 人権侵犯事件の処理件数は、当年の新規救済手続開始件数及び前年までの救済手続開始件数のうち、当年中に処理済みとなった件数である。

図表2-(6)-⑯ 調査対象60関係3機関における直近のいじめ相談事案に係る回答の状況

（単位：県警、児童相談所、法務局等、機関、事案、％）

直近のいじめ相談事案に係る回答の状況	県警		児童相談所		法務局等		合計	
	県警数	事案数	児童相談所数	事案数	法務局等数	事案数	機関数	事案数
直近のいじめ相談事案の回答が得られたもの	19 (95.0)	152 (100)	20 (100)	87 (100)	20 (100)	291 (100)	59 (98.3)	530 (100)
直近のいじめ相談事案の回答が得られなかったもの	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.7)	0 (0.0)
合計	20 (100)	152 (100)	20 (100)	87 (100)	20 (100)	291 (100)	60 (100)	530 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、構成比である。

3 60 関係 3 機関が平成 25 年から 27 年までの 3 か年（又は 3 か年度）に対応等を行ったいじめ相談事案について、1 機関当たり最大で直近 5 事案の回答を求めたものである。このうち、県警は、20 警察署及び 20 警察署の事案を把握している県警本部を対象とした。また、法務局等は、人権相談事案、人権侵犯事件及び重大な人権侵犯事件それぞれについて最大で直近 5 事案を対象とした。なお、回答が得られなかった 1 県警の理由は、「総務省調査の項目に沿った調査を行っていないため」とのことであった。

図表2-(6)-⑰ 学校等の対応を支援したり、他の関係機関と連携して学校等の対応を支援するなどの効果的な措置により解決したいじめ相談事案

区分	No.	相談者 (対応年(度))	概 要
県警	1	小学生及び その保護者 (平成27年)	<p>(相談内容) 「「死ね」等の暴言を吐かれたり、背中や頭を叩かれる、足を踏まれる等のいじめを受け、「学校に行きたくない」と口にするようになった」との相談</p> <p>(対応状況等) 小学校への事実確認や同校との連携が必要と判断し、同校への連絡について相談者に確認したところ、了承されたことから同校に連絡した。教委にも情報を共有し、同校への支援を依頼した。 同校は加害児童の指導を、県警は被害児童のカウンセリングを担当するなど役割分担をして対応した。 対応後、一時不登校であった被害児童は、順調に登校していることを確認した。</p>
	2	中学生の 保護者 (27年)	<p>(相談内容) 「無理矢理トイレをのぞかれる嫌がらせを受けた」との相談</p> <p>(対応状況等) 状況を詳細に把握する必要があると判断し、中学校に事情を確認した。 同校には早急に対応する必要がある旨を助言した。保護者にはいじめの問題は同校との協力が不可欠であることを伝え、引き続き同校との相談を行うよう助言した。 被害生徒は要領よく話すことが苦手で、事実を聴取することが困難であったものの、状況を放っておくことはできないと判断し、加害生徒と被害生徒の話の一致する部分を確認した。また、加害生徒の家庭環境も考慮して、専門機関の協力が必要と考え、児童相談所に連絡して対応を依頼した。 その後、同校における指導効果の確認のため、同校に連絡したところ、同校の観察の結果、加害生徒は落ち着いて学校生活を送っており、同校と加害生徒の保護者との関係も良好とのことであった。</p>
	3	小学生の 保護者 (27年)	<p>(相談内容) 「子供が学校内で同級生から物を投げられたり、暴力を振るわれる」との相談</p> <p>(対応状況等) 状況を詳細に把握する必要があると判断し、相談者に小学校への連絡に係る意向を確認の上、同校に連絡し、相談内容の概要を伝えるとともにいじめの状況を把握した。同校及び教委と対策を講ずるための協議を行った。また、同校の依頼を受け、少年警察ボランティアの協力の下、ロールプレイを交えたいじめ防止を主眼とする非行防止教室を実施した。 同校における指導効果の確認のため、相談者にその後の状況を確認したところ、徐々に安定しつつあることを確認した。</p>
児童相談所	4	中学生の 先生 (27年度)	<p>(相談内容) 「中学生2人が、同じ学校に通う同級生からの性的いじめ(脱衣、自慰行為の強要等)に係る事案が発生しており、今後の学校の対応についてど</p>

		<p>うすべきか」との当該生徒が通学する学校の養護教諭による来所相談（対応状況等）</p> <p>要保護児童対策地域協議会の開催について、中学校から同協議会事務局に依頼するよう助言した。</p> <p>保護者の意向及び事件が解決の方向に向かっていった事実を踏まえ、要保護児童対策地域協議会は開催せず、代わりに学校いじめ対策組織及び個別検討委員会（構成員は、町教委、学校及び町（保健部局及び福祉部局））が開催されることとなり、児童相談所は同校から定期的に本事案に関わる取組について報告を受けた。</p> <p>その後、個別検討委員会の構成員に児童相談所を加えた関係者会議において、同校の生徒へのケア、再発防止の取組及び地域の見守り体制を確認し、本事案は終結した。</p>
法務局等(重大な人権侵犯事件)	5	<p>中学生の保護者(26年)</p> <p>(相談内容)</p> <p>「被害生徒が加害生徒(同学年の別のクラスの複数の生徒)から無視されるいじめを受けていることを被害生徒の保護者が学校に申し出たが、学校が十分な対策をとらず、さらに「うざい」、「気もい」などと言われるいじめを受けた」との相談</p> <p>保護者は、学校と直接話をしても平行線で進まないと主張</p> <p>(対応状況等)</p> <p>状況を詳細に把握する必要があると判断し、中学校へ連絡した。</p> <p>同校への事情聴取の結果、同校が被害生徒とその保護者及び加害生徒に対する対応に苦慮していることが認められたため、被害生徒の保護者と同校及び教委の間に入り、双方の意見等を聴き、相手方に伝えるという方法により調整した(保護者とは7回(面接2回、電話5回)、同校及び教委とは9回(面談7回、電話2回))。</p> <p>被害生徒や友人がいじめを受けないよう具体的な対応をすること、今後の学校生活を送る上で保護者の要望に配慮することなどについて一定の合意が得られ、学校での様子、家庭での様子をきちんと双方で把握し合う連絡体制も構築されるなど保護者と学校との関係が改善し、被害生徒が登校できるようになった。</p> <p>また、本事案を機に、法務局からの提案により、2、3年生全員を対象とした人権教室が開催された。</p>
	6	<p>中学生(27年)</p> <p>(相談内容)</p> <p>「子どもの人権SOSミニレター」の「いじめのこと」欄に○印があり、「自分は生きていていいのだろうか、死んでもいいのではないか」という旨の自殺をほのめかす記載あり</p> <p>具体的な被害内容については記載がなく、相談内容からは、法務局からの返事を求めない意向が読み取れるものであった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>自殺をほのめかす内容の記載があったことから、重大な人権侵犯事件であると認定した。</p> <p>「子どもの人権SOSミニレター」には、住所の記載がなく、相談者の氏名及び郵便の消印のみであったが、郵便の消印から市町村を特定でき、当該市町村の教委に相談者の氏名及び相談内容を連絡し、同教委の協力を得て、相談者が在籍する中学校を特定した。</p> <p>相談当日に、相談者には内緒で同校に本件事案の情報提供を行い、同校からは相談者の情報の提供を受けた。</p> <p>相談者は相談の1か月ほど前に同校が実施したアンケートにおいて、</p>

法務局等(重大な人権侵犯事件) (再掲)		<p>悪口、陰口によりいじめられていると回答しており、今回の情報提供を受けて同校の担任が相談者及び相談者の友人にいじめの状況を尋ねたところ、相談者は最近はいじめられていないと発言していたが、相談者の友人は加害者を把握しているとしていた。</p> <p>また、相談者には内緒にする条件で、相談者の保護者にも本件相談内容を伝え、保護者からは、最近特段変わった様子はなく、自殺をほのめかす記載をした理由があるとすれば、当時見ていたアニメの影響なのではないかという意見を得た。</p> <p>同校に対し、見守り体制を構築すること及び「子どもの人権SOSミニレター」を相談者が利用しやすい位置に配備するよう依頼した。また、法務局は、相談後約2か月間は随時学校に相談者の状況について確認を行った。それ以降は、相談者の様子を見て引き続き対応を行うのかを判断することにしたところ、相談者から再度の相談がなかったため、相談から約5か月後をもって事案終結とした。</p>
	7 小学生 (26年)	<p>(相談内容)</p> <p>「同じクラスの児童から「死ぬ」、「うざい」、「デブ」と言われるなどのいじめを受けて、自殺を考えるまで悩んでいる」との「子どもの人権SOSミニレター」による相談</p> <p>(対応状況等)</p> <p>被害児童が自殺を考えるまで悩んでいることを重視し、迅速に小学校にいじめの内容を情報提供し、事情を確認した。</p> <p>同校は、被害児童と加害児童の関係を把握していたものの、いじめが継続して行われていることは把握しておらず、法務局からの情報提供を受けて、加害児童への反省を促すとともに、被害児童への見守り体制を構築することとした。</p> <p>同校における本事案のいじめへの対応状況、被害児童の見守り状況を確認する必要があると判断し、その後も定期的に状況を確認した。</p> <p>同校が見守り体制を構築したこと、また被害児童からいじめがなくなったことを確認して、処理を終了した。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「子どもの人権SOSミニレター」は、子供が相談したいことを書いて送ることのできる便箋兼封筒であり、法務局等は、毎年全国の小学校及び中学校の児童生徒に配付している。

表 2-(6)-⑩ 学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応状況

相談内容	県警	児童 相談所	法務局等			計
			人権相談	人権侵犯事件		
				うち、重大な 人権侵犯事件		
学校等に相談しているがいじめが改善されないなどの事案	32 (21.1)	16 (18.4)	19 (19.0)	98 (51.3)	61 (67.0)	117 (40.2)
上記以外的事案	120 (78.9)	71 (81.6)	81 (81.0)	93 (48.7)	30 (33.0)	174 (59.8)
合計	152 (100)	87 (100)	100 (100)	191 (100)	91 (100)	291 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は、構成比である。

表2 学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案への対応状況

(単位：事案、%)

対応状況	県警	児童 相談所	法務局等			
			人権相談	人権侵犯事件		計
				うち、重大な 人権侵犯事件		
効果的な措置がとられていると考えられる事案等	32 (100)	16 (100)	17 (89.5)	98 (100)	61 (100)	115 (98.3)
うち、学校等に連絡した事案	22 (68.8)	5 (31.3)	1 (5.3)	64 (65.3)	60 (98.4)	65 (55.6)
うち、学校等への連絡に係る意向を確認し、連絡不要等とされた事案	7 (21.9)	0 (0.0)	9 (47.4)	13 (13.3)	1 (1.6)	22 (18.8)
うち、その他の効果的な措置をとっていると考えられる事案等	3 (9.4)	11 (68.8)	7 (36.8)	21 (21.4)	0 (0.0)	28 (23.9)
効果的な措置がとられていないと考えられる事案	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.7)
合計	32 (100)	16 (100)	19 (100)	98 (100)	61 (100)	117 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、構成比である。

3 「その他の効果的な措置をとっていると考えられる事案等」には、匿名相談のため意向確認は不要と判断し、助言等の措置をとっているものを含む。

表3 学校等に相談しているがいじめが改善されないなどのいじめ相談事案について、当該事案を解決する上で効果的な措置がとられていないと考えられるもの

区分	No.	相談者 (対応年)	概 要
法務局等 (人権相談事案)	1	中学生 (平成27年)	<p>(相談内容)</p> <p>「学校で、クラスの人から靴を捨てられたり、「死ね」と書かれた紙が靴箱に入れられたりするいじめを受けている。先生には何度も相談したが何も変わらない」との「子どもの人権SOSミニレター」による相談(対応状況等)</p> <p>保護者に相談し保護者から中学校に相談してもらうなどの解決策を示すとともに、解決できないときには「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」や、同封した返信用ミニレターにより、法務局に再度相談するよう返信した。</p> <p>問題解決のためには学校の関与が必要な場合が多く、本事案では、先生に相談しても解決していないことから、まずは保護者に相談し、保護者から同校に相談してもらうことが相当と判断した。</p> <p>相談者に再度同校への相談を促したところであり、相談者からの再相談の有無や内容により判断するべきと考え、法務局からの学校等への連絡に係る意向は確認しなかった。</p>

法務局等（人権相談事案）（再掲）		<p>法務局の関与希望の意思が明確でなかったため、人権侵害事実の有無を確かめるなど人権侵害事件としての調査等は実施しなかった。</p> <p>（当省注）「子どもの人権SOSミニレター」には、法務局等の関与を希望するか確認する項目は設けられていない。</p>
	2	<p>小学生（27年）</p> <p>（相談内容）</p> <p>「遊びに入れてもらえず、休み時間に一人になる。陰口を言われる。先生に相談し、仲の悪い子と話したが、解決しない。相談者には仲の良い友人も2人いる」との「子どもの人権SOSミニレター」による相談（対応状況等）</p> <p>励ましの言葉と、教師への継続相談を促すとともに、解決できないときには再度の相談をするよう促した。</p> <p>問題解決を図るためには、まずは担任教諭等に相談することが相当と判断した。</p> <p>すでに小学校に相談済みであり、同校で一定の対応がなされていることがうかがわれたため、法務局からの学校等への連絡に係る意向は確認しなかった。</p> <p>法務局の関与希望の意思が明確でなかったため、人権侵害事実の有無を確かめるなど人権侵害事件としての調査等を実施しなかった。</p> <p>（当省注）「子どもの人権SOSミニレター」には、法務局等の関与を希望するか確認する項目は設けられていない。</p>

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「子どもの人権SOSミニレター」は、子供が相談したいことを書いて送ることのできる便箋兼封筒であり、法務局等は、毎年全国の小学校及び中学校の児童生徒に配付している。

図表 2-(6)-⑱ 関係3 機関等からのいじめ相談事案の連絡に関する教育長等の主な意見等

内 容
<ul style="list-style-type: none"> 法務局、児童相談所、いのちの電話、県の教育相談等の相談窓口からは、いじめを受けているなどの相談があれば、教委に連絡してもらっている。 相談が匿名であっても、各相談窓口で聴き取ってもらった相談内容（地区的な特性、部活動の特徴等）から、学校等を絞り込むことは難しくない。それができれば、学校内においていじめを把握し対処することができる。このため、各相談窓口からの連絡は、匿名であっても有用な情報源となっている。 法務局等の関係機関がいじめ相談を受けた場合は、学校や教委に連絡がある。

（注） 当省の調査結果による。